

プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

【審議事項】IFRS 第 9 号

項目

－ 金融資産の決済として電子送金で受け取る現金

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2021 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された「金融資産の決済として電子送金で受け取った現金（IFRS 第 9 号）」について、アジェンダ・ペーパー及び議論の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。
2. なお、IASB スタッフが提案する「アジェンダ決定案」は別紙 1 に、提出された要望書は別紙 2 に、関連する IFRS 基準（抜粋）は別紙 3 に、それぞれ示している。

II. 背景及び経緯

3. IFRS-IC は、金融資産の決済として電子送金システムを介して受け取った現金に関し、送金指示とその決済が期末を跨ぐ場合の受取側の会計処理に関する要望書の提出を受けた。
4. 提出者により記述された事実パターンの概要は以下のとおりである。
 - (1) 企業 A の期末日は 20X0 年 12 月 31 日であり、期末日現在で企業 B に対して CU100 の売掛債権を有している。
 - (2) 20X0 年 12 月 31 日に企業 B は企業 A に対し、支払額を決済するために英国の決済システム Bacs¹で CU100 の支払を開始したことを通知する。20X1 年 1 月 2 日に企業 A は CU100 を清算された資金として銀行口座において受け取る。
5. 要望書は、企業 A が 20X0 年 12 月 31 日に CU100 の現金を認識すること（及び売掛債権の認識を中止すること）が許容されるか否かを質問している。

III. アウトリーチの結果の概要

6. IASB スタッフは、分析に先立ちアウトリーチを実施²し、①要望書の実事パターンが一

1 英国における小口決済システム（1968年に稼働）であり、自動振込及び自動引落のサービスを提供する。同システムにおける決済については、要望書の記載のとおり、送金指図から銀行間のネットティング・資金決済までが3日サイクルで行われる。

2 各国基準設定主体から6件、大手会計事務所から6件、証券規制当局のグループを代表する組織から2件の計14件の回答を受け取った。

一般的か否か、②一般的である場合の金額的重要性の有無、③会計処理の実態について回答を求めたが、いずれについても回答は区々であり、要望書が明確化を求める事項について結論を導きだせるものではなかった。

IV. 2021年9月のIFRS-IC会議

IASB スタッフの分析

7. IASB スタッフは、要望書の実事パターンにおける企業の売掛債権及び（送金される）現金に適用されるIFRS基準を特定したうえで、その基準に照らして分析を行っている。
8. IASB スタッフの結論は次のとおりである。

売掛債権及び現金をIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）の適用範囲内の金融資産であるとして、当初認識及び認識の中止のタイミングの判断方法をアジェンダ決定案として公表し、本件を基準設定プロジェクトとして作業計画に追加しない。

9. IASB スタッフは、前項の結論に至る分析を次の観点から実施している。
 - (1) 事実パターンに適用されるIFRS基準の特定
 - (2) 売掛債権の認識の中止のタイミング
 - (3) 現金の認識のタイミング

（事実パターンに適用されるIFRS基準の特定）

10. IASB スタッフは、企業の売掛債権及び（送金される）現金は金融商品であるためIFRS第9号の適用範囲内であると整理し³、企業Aが売掛債権の認識を中止するタイミング及び現金を認識するタイミングについて、IFRS第9号の要求事項を踏まえて検討している。

（売掛債権の認識の中止のタイミング）

11. IASB スタッフは、IFRS基準においては金融資産の認識の中止が行われるのは次の2つの場合のみであるとしている（IFRS第9号第3.2.3項）。
 - (1) 当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合

³ この点、この取引に具体的に適用されるIFRS基準は存在せず、その結果、企業がIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第10項及び第11項を適用する会計方針を策定するという、要望書にある前提とは異なっている。

- (2) IFRS 第9号で定める金融資産の譲渡における認識の中止の要件を満たす場合
12. IASB スタッフは、要望書の事実パターンは金融資産の譲渡ではないため前項(2)は適用されず、(1)に基づいて判断を行うこととなるとしている。前項(1)の適用にあたり、IFRS 第9号は、契約上の権利が消滅した日を判断するための特定の要件を規定していないため、IASB スタッフは、売掛債権と表裏の関係にある取引相手の買掛金（金融負債）が消滅した日を判断するための要求事項を併せて確認している。
13. IFRS 基準では、金融負債は次のいずれかを満たした場合に消滅すると定めている（IFRS 第9号 B3.3.1 項）。
- (1) 債権者に対し、通常、現金、その他の金融資産、財又はサービスで支払うことにより、当該負債（又はその一部分）を弁済する。
- (2) 法的手続又は債権者のいずれかにより、当該負債（又はその一部分）の第一次的責任から法的に解放される。
14. IASB スタッフは、前項を適用すると、取引相手（事実パターンにおける企業 B）の買掛金は、企業 A に支払う前に企業 B が代金を支払う義務から法的に解放されない限り、企業 B の支払によってのみ消滅するとしている。この点、見方を変えれば、企業 A の売掛債権からのキャッシュ・フローに対する企業の契約上の権利は、企業 B からの支払によってのみ消滅することになるとしている。
15. IASB スタッフは、最終的には、売掛債権のキャッシュ・フローに対する権利がいつ消滅するかの判断にあたっては、適用される法律や規制、電子送金システムの特徴などを踏まえ、送金開始日から送金決済日までの間の当事者の権利を考慮する必要があると結論づけている。そのうえで、要望書の事実パターンについてみると、事実次第であるとしながらも、売掛債権からのキャッシュ・フローに対する企業の契約上の権利が、送金決済日に現金を受領する前に消滅することは稀であると考えられることから、企業は通常、送金決済日に売掛債権の認識を中止すると考えられるとしている。

（現金の認識のタイミング）

16. 金融資産（及び負債）の当初認識の要件について、IFRS 第9号第3.1.1 項では、金融商品の契約条項の当事者になった場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産（又は金融負債）を財政状態計算書に認識しなければならないとされている。
17. IASB スタッフは、前項の要求事項を次のとおり事実パターンに当てはめ、現金を認識するタイミングについて検討している。
- (1) 事実パターンにおいて前項の「契約条項」に当たるのは、企業の銀行との口座契約

であり、当該契約に基づき、企業は銀行から現金を引き出す契約上の権利を有している。通常、銀行において、企業の銀行口座に入金されていない預金を企業に払い出す義務がないことを踏まえると、企業が銀行から現金を引き出す権利を有することになるのは、銀行口座に現金が入金された時に限られる。

(2) したがって、事実パターンでは、企業が現金を金融資産として認識するのは、送金決済日においてのみであり、それ以前ではない。

18. また IASB スタッフは、仮に売掛債権からのキャッシュ・フローに対する企業の契約上の権利が、送金決済日に現金を受領する前に消滅する場合には、企業は当該権利が消滅した日において、売掛債権の決済として受領した金融資産（例えば、顧客である企業 B の銀行から現金を受領する権利）を認識することになると考えられるとしている。

(売掛債権の認識の中止及び現金の認識)

19. 以上を踏まえ、IASB スタッフは、今回の事実パターンにおいては、IFRS 第 9 号第 3.2.3 項及び第 3.1.1 項を適用して、企業が売掛債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した日に、売掛債権の認識を中止し、同じ日に売掛債権の決済として受け取った現金（又は他の金融資産）を認識することとなるとしている。

IASB スタッフの結論及び推奨する対処案

20. 本論点については、IASB スタッフは以下のとおり結論を下した。

(1) 企業は、売掛債権の認識を中止する時期及び現金を金融資産として認識する時期をそれぞれ決定する場合、IFRS 第 9 号第 3.2.3 項及び第 3.1.1 項を適用する。要望書に記載されている取引では、企業は金融資産を購入も売却もしていないため、金融資産の通常の方法による購入又は売却に関連する IFRS 第 9 号 3.1.2 項の要求事項（要望書において参照されている要求事項）は適用されない。

(2) 企業は、IFRS 第 9 号第 3.2.3 項及び第 3.1.1 項を適用して、売掛債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する日に売掛債権の認識を中止し、同じ日にその売掛債権の決済として受け取った現金（又は他の金融資産）を認識する。

(3) 企業は、売掛債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が、送金決済日（現金を受領した時点）で消滅するのか、又は顧客が現金の送金を開始した時点で消滅するのか（又はその中間の日）を決定するにあたり、適用される法令や電子送金システムの特性など、特定の事実と状況を考慮することになる。

21. また、IFRS 基準が判断の基礎を明確に示していることから、デュー・プロセス・ハンドブック第 5.16 項に照らし、提出された事実パターンにおいて作業計画に基準設定アジェンダとして追加しないこととするアジェンダ決定案を公表することを推奨している。

IFRS-IC 会議での議論の概要

22. 2021 年 9 月の IFRS-IC 会議では、IASB スタッフの分析及び対処案に対して、ほぼ異論は聞かれず、提出された事実パターンにおいて作業計画に基準設定アジェンダとして追加しないこととするアジェンダ決定案を、文言を一部修正したうえで公表することを多数決で決定した。

以 上

別紙1 IASB スタッフが提案する「アジェンダ決定案」の仮訳

金融資産の決済として電子送金で受け取った現金（IFRS 第9号「金融商品」）

IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、金融資産の決済として電子送金システムを介して受け取った現金を認識することに関する要望を受けた。要望書に記載されている事実パターンは、次のとおりである。

- (a) 電子送金システムは、自動決済プロセスを採用しており、送金の決済には3営業日かかる。このため、電子送金システムを利用したすべての送金は、支払人が送金を開始してから2営業日後に決済（受取人の銀行口座への入金）される。
- (b) ある企業は、顧客に対する売掛債権を有しており、当該企業の報告日において、顧客は売掛債権を決済するために電子送金システムを介し代金の送金を行った。企業は報告日の2日後に銀行口座において現金を受け取った。

この要望書は、企業が、送金が完了した日（報告日以降）ではなく、送金が始まった日（報告日）に、売掛債権の認識を中止し、現金を認識することができるかどうかを問うものであった。

IFRS 第9号で適用できる要求事項

要望書に記載されている事実パターンは、売掛債権の決済として現金を受け取ることに係るものである。売掛債権と企業が受け取る現金は、ともにIFRS 第9号の適用範囲内の金融資産である。したがって、企業は、売掛債権の認識を中止する日を決定するためにIFRS 第9号の3.2.3項を、現金を金融資産として認識する日を決定するためにIFRS 第9号の3.1.1項を適用する。

委員会は、要望書に記載されている事実パターンでは、企業は金融資産の購入も売却もしていないことに留意した。したがって、IFRS 第9号の3.1.2項（金融資産の通常の方法による購入又は売却に関する要件を規定）は適用されない。

（売掛債権の認識の中止）

企業が金融資産を譲渡する場合を除き、IFRS 第9号3.2.3項では、企業が「当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する」ときにのみ、金融資産の認識を中止することを求めている。したがって、要望書に記載されている事実パターンでは、企業は、売掛債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した日に、売掛債権の認識を中止する。

これらのキャッシュ・フローに対する企業の契約上の権利が消滅する日を決定することは法的な問題であり、適用される法律や規制、電子送金システムの特性など、特定の事実や状況に依存する。しかし、要望書に記載されている事実パターンでは、企業が顧客から現金を受け取る契約上の権利は、企業がその現金を受け取った時点で消滅すると予想されるため、企業は通常、送金の決済日（銀行口座において現金を受け取った日）に売掛債権の認識を中止すると、委員会は予想している。

（現金（又は他の金融資産）の認識）

IFRS 第9号3.1.1項では、企業が金融資産を認識するのは、「金融商品の契約条項の当事者になった」場合に、かつ、その場合にのみに限られるとしている。要望書に記載されている事実パターンでは、企業は銀行口座という金融商品の契約上の規定の当事者であり、その契約上の規定では、銀行に預けた金額に応じて銀行から現金を受け取る契約上の権利を有している。したがって、企業が銀行から現金を受け取る権利を有するのは、銀行口座に現金が入金されたときだけである。したがって、要望書に記載されている事実パターンでは、企業は現金を金融資産として認識するのは送金決済日であり、それ以前ではない。

委員会は、売掛債権からのキャッシュ・フローに対する企業の契約上の権利が送金決済日の前に失効した場合、企業は売掛債権の決済として受け取った金融資産（例えば、顧客の銀行から現金を受け取る権利）を同日付で認識することに着目した。しかし、企業は、売掛債権の決済として受け取った現金（又は他の金融資産）を、売掛債権の認識を中止する前には認識しない。

結 論

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、IFRS 第9号3.2.3項及び3.1.1項を適用して、次のように結論を下した。

- (a) 企業は、契約上の権利が消滅した日に、売掛債権の認識を中止する。
- (b) 企業は、その売掛債権の決済として受け取った現金（又はその他の金融資産）を同じ日に認識する。

委員会は、IFRS 基準の原則と要求事項は、企業がいつ金融資産の認識を中止し、電子送金システムを介して受け取った現金をその金融資産の決済として認識するかを決定するための適切な基礎を提供していると結論づけた。この結果、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

別紙 2 要望書（仮訳）

背景

世界の多くの決済システムでは、正式な自動決済プロセスがあり、決済完了までに1日超を要することがある。そのような例として、英国のBACS決済システムがある。本提出資料の技術的な課題は、英国のBACS決済システムに関連して検討されており、以下にその詳細を説明する。しかし、この問題は、他の国・地域の同様の決済システムにも同様に当てはまる。

英国のBACS決済システムは、以下のような厳密な3営業日サイクルで行われている。

第0営業日（提出）：午前7時から午後10時30分までの間に、BACSに支払を指示するメッセージが送信される。BACSはこの指示を一晩のうちに関係者に展開する。

第1営業日（処理）：午前6時にメッセージを受け取った関係者は、対応の準備を行う。支払銀行は支払人の口座から引き落とす準備を、受取銀行は受取人の口座へ振り込む準備を行う。

第2営業日（アクション）：すべての当事者が必要な行動をとる。支払側の銀行は支払人の口座から引き落とし、受取側の銀行は同時に受取人の口座に振り込む。

このように、BACSによる支払は3営業日周期で行われるため、報告日後の第1営業日又は第2営業日に支払金を受け取った場合、支払人による送金指示は必ず報告日以前に行われているはずであり、それ以降に行われることはない（つまり、報告日後に行われることはない）。

事実パターン

企業Aの期末は20X0年12月31日である。20X0年11月、企業Aは企業Bに商品を販売し、CU100の売掛債権を認識する。20X0年12月31日、企業Bは企業Aに、支払額を決済するために英国BACS決済システムでCU100の支払を開始した旨を通知する。20X1年1月2日、企業AはCU100を清算された資金として銀行口座で受け取る。

質問 企業Aが20X0年12月31日にCU100の現金を認識すること（及び売掛金の認識を中止すること）は、許容されるか？

見解 A - Yes

財務諸表における現金の認識のタイミングに特化した会計基準はない。IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」(第 10 項及び第 11 項)に基づき、ある取引に特に適用される IFRS 基準がない場合には、適切な会計方針を策定し適用するにあたり、類似及び関連する問題を扱う IFRS 基準の要求事項の適用可能性を考慮して、経営者の判断が必要となる。IAS 第 8 号第 11 項を適用すると、類似及び関連する問題を扱う IFRS 基準の要求事項が優先される。概念フレームワークは二次的に考慮される。

この問題には、金融資産に適用される IFRS 第 9 号「金融商品」の要求事項が関連する。IFRS 第 9 号 3.1.1-3.1.2 では、金融資産(売掛債権など)の認識及び認識の中止について、企業は通常の方法による取引について、取引日又は決済日のいずれかの方針を採用できることを認めている。使用される方法は、同じカテゴリーに属する金融資産のすべての購入と売却に一貫して適用されることが要求される。

IAS 第 8 号と IFRS 第 9 号の上記の要件を適用し、英国の BACS 決済システムの確立された厳格なタイムフレームを考慮すると、企業は、IFRS 基準では、支払人が英国の BACS 決済システムで支払を立てた時点(20X0 年 12 月 31 日)で、売掛債権の認識を中止し、現金を認識するという IFRS 基準の下での会計方針を採ることができる。

この取扱いは、期末前に入金されたが期末時点では決済されていない小切手を現金として認識するという、一般に認められた慣行と一致している。また、クレジットカードの販売取引から受け取った現金など、現金が銀行口座で決済される前に現金を認識する場合もある。

提示された事実パターンでは、企業 A は現金が届くという通知を受け取っている。銀行口座の現金がまだ清算されていない一方で、企業 A は希望すれば現金での支払を開始することができる(例えば、債権者への支払のために独自の小切手を発行することができる)。

なお、見解 A は、電子送金による現金の受領を、受取人の銀行残高に入金された時点で認識するなど、他の会計方針が認められることを排除するものではない。

見解 B - No

現金の認識は、その現金に対する支配の評価(assessment of control over the cash)に基づいて行わなければならない。これは、概念フレームワークにおける資産

の定義と一致しており、IAS8. 11 (b) を適用する会計方針を策定する際に考慮しなければならない。

企業 A は、英国の BACS 決済システムを介して送金された現金が銀行口座に入金されるまで、その現金に対する支配力を持たない。提示された事実パターンでは、企業 A は 20X1 年 1 月 2 日に CU100 の現金に対する支配を獲得し、その日に（それ以前ではなく）現金を認識する。

現金の受領は金融資産の通常の購入ではないため、取引日／決済日の会計処理に関する IFRS 第 9 号の要求を類推することは適切ではない。代わりに、現金の認識は、企業がその現金を支配しているかどうかに基づいて行われるべきである。

さらに、小切手を受け取ったが決済されていない場合の会計処理と、英国の BACS 決済システムを通じて行われた送金を比較することは不適切である。これは、小切手が支払先に対する支払の法的強制力のある約束であるためである。小切手を受け取った時点で、その小切手は受取人によって管理され、新たな資産となり、関連する受取債権が消滅する。

委員会が本問題に取り組む理由

我々は、正式な電子決済システムを利用した現金送金で、決済に 1 日超を要するのは一般的であり、重要な金額が含まれることが多いと考えている。この問題については、いくつかの異なる法域で見解が分かれていることを認識している。この問題は、近い将来に終了予定の IASB ボードのプロジェクトとは関係ない。

別紙3 関連する IFRS 基準（抜粋）

IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

会計方針の選択及び適用

10 取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまるIFRSが存在しない場合には、経営者は、次のような情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない。

- (a) 利用者【参照：「概念フレームワーク」1.2項から1.10項及び2.36項】の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性【参照：「概念フレームワーク」2.6項から2.11項】がある。
- (b) 財務諸表が次のようであるという点で信頼性^{E4}がある。
 - (i) 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表現する【参照：「概念フレームワーク」2.12項及び2.13項】。
 - (ii) 法的形式だけでなく取引その他の事象及び状況の経済的実質【参照：「概念フレームワーク」結論の根拠BC2.32項及びBC2.33項】を反映する。
 - (iii) 中立的【参照：「概念フレームワーク」2.15項】である、すなわち偏りが無い。
 - (iv) 慎重である【参照：「概念フレームワーク」結論の根拠BC2.34項及びBC2.45項】。
 - (v) 重要性があるすべての点で完全【参照：「概念フレームワーク」2.14項】である。

11 第10項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。^{E5}

- (a) 類似の事項や関連する事項を扱っているIFRSの要求事項^{E6}
- (b) 「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）⁴における資産、負債、収益及び費用に関する定義【参照：「概念フレームワーク」4.3項から4.47項及び4.68項から4.72項】、認識規準【参照：「概念フレームワーク」5.6項から5.25項】及び測定概念【参照：「概念フレームワーク」第6章「測定」】【参照：第54F項】

4 第54G項は、この要求事項が規制勘定残高についてどのように修正されるのかを説明している。

IAS 第32号「金融商品：表示」

定義

11 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう。

[参照：

AG7項及びAG23項

金融商品の定義を満たさないが金融商品として会計処理される契約について、第8項から第10項及びAG20項]

[**金融商品の定義を満たさない項目について、IFRS 第9号適用ガイダンス質問B.1にリンク]**

金融資産とは、次のような資産をいう。

(a) 現金

[参照：AG3項]

(b) 他の企業の資本性金融商品

(c) 次のいずれかの契約上の権利 [参照：第13項及びAG12項]

(i) 他の企業から現金又は他の金融資産を受け取る。

[参照：AG3項からAG12項]

(ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に有利な条件で他の企業と交換する。

[参照：AG7項及びAG15項からAG19項]

金融負債とは、次のような負債をいう。

(a) 次のいずれかの契約上の義務 [参照：第13項及びAG12項]

(i) 他の企業に現金又は他の金融資産を支払う。^{E2, E3}

[参照：

資本と負債の区別に関する情報について、第16項(a)(i)及び第17項から第20項

AG4項からAG8項、AG25項及びAG26項

結論の根拠BC7項からBC9項]

(ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する。

[参照：

資本と負債の区別に関する情報について、第16項(a)(i)及び第17項から第20項AG7項及びAG16項からAG19項]

金融資産及び金融負債

AG3 通貨（現金）は金融資産である。交換の媒体を表しており、したがって、すべての取引が測定され財務諸表に認識される手段だからである。銀行又は類似の金融機関への現金の預入れは金融資産である。預金者が金融負債の支払のための債権残高として、金融機関から現金を得るか、又は小切手若しくは類似の金融商品を引き出す契約上の権利を表しているからである。

IFRS 第9号「金融商品」

第2章 範囲

[参照：

B2.1項からB2.6項

結論の根拠BC2.1項からBCZ2.43項]

2.1 本基準は、すべての企業が、以下を除くすべての形態の金融商品^{F1}に適用しなければならない。

- (a) IFRS 第10号「連結財務諸表」、IAS 第27号「個別財務諸表」又はIAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」により会計処理される子会社、関連会社及び共同支配企業に対する持分 [参照：IAS 第28号第14A項] [参照：IAS 第28号補足資料（Part B参照）一審議会が2017年10月に「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分」（IAS 第28号の修正）に付属させるために公表した設例も]。ただし、一部の場合において、IFRS 第10号、IAS 第27号又はIAS 第28号は、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分を本基準の要求事項の一部又は全部に従って会計処理することを要求又は許容している。また、企業は、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分に係るデリバティブにも、本基準を適用しなければならない。ただし、当該デリバティブがIAS 第32号「金融商品：表示」における企業の資本性金融商品の定義に該当する場合を除く。
- (b) IFRS 第16号「リース」が適用されるリースに基づく権利及び義務。ただし、
- (i) 貸手が認識したファイナンス・リース債権（すなわち、正味ファイナンス・リース未回収額）及びオペレーティング・リース債権は、本基準の認識の中止及び減損の要求事項の対象となる。

- (ii) 借手が認識したリース負債は、本基準の3.3.1項の認識の中止の要求事項の対象となる。
 - (iii) リースに組み込まれたデリバティブは、本基準の組込デリバティブの要求事項の対象となる。
- (c) IAS 第19号「従業員給付」が適用される従業員給付制度に基づく事業主の権利及び義務
- (d) 企業が発行した金融商品のうち、IAS 第32号の資本性金融商品の定義に該当するもの（オプション及びワラントを含む）又はIAS 第32号の第16A項及び第16B項若しくは第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類することが要求されているもの。ただし、そのような資本性金融商品の保有者は、上記(a)の例外に該当しない限り、当該金融商品に本基準を適用しなければならない。
- (e) IFRS 第17号「保険契約」の範囲に含まれる契約に基づいて生じた権利及び義務（金融保証契約の定義に合致する保険契約に基づいて生じた発行者の権利及び義務を除く）。ただし、本基準は次のものに適用される。(i)IFRS 第17号の範囲に含まれる契約に組み込まれているデリバティブ（それ自体がIFRS 第17号の範囲に含まれる契約ではない場合）及び(ii)IFRS 第17号の範囲に含まれる契約から分離される投資要素（IFRS 第17号がそのような分離を要求している場合）。さらに、金融保証契約の発行者が以前に、このような契約を保険契約とみなし、保険契約に適用される会計処理を使用していると明白に主張している場合は、発行者はこのような金融保証契約に対し、本基準又はIFRS 第17号のいずれかを適用することができる（B2.5項及びB2.6項参照）。発行者は契約ごとにその適用を選択できるが、個々の契約に対する適用方針の選択は取消不能である。
- [参照：結論の根拠BCZ2.9項からBC2.17項]**
- (f) 取得企業と売却側株主との間で被取得企業を購入又は売却する先渡契約で、将来の取得日においてIFRS 第3号「企業結合」の範囲に含まれる企業結合となるもの。先渡契約の期間は、必要な承認を得て取引を完了するために通常必要な合理的な期間を超えてはならない。
- [参照：結論の根拠BCZ2.39項からBCZ2.43項]**
- (g) 2.3項に示したローン・コミットメント以外のローン・コミットメント。ただし、ローン・コミットメントの発行者は、他の点では本基準の範囲外となるローン・コミットメントに、本基準の減損の要求事項 **[参照：結論の根拠BCZ2.2項からBC2.8項及びBC5.125項からBC5.128項]** を適用しなければならない。また、すべてのローン・コミットメントは、本基準の認識の中止の要求事項の対象となる。
- (h) IFRS 第2号「株式に基づく報酬」が適用される株式に基づく報酬契約による金融商品、契約及び義務。ただし、本基準の2.4項から2.7項の範囲に含まれる契約は例外とし、それらには本基準が適用される。

- (i) IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って引当金として認識される負債を決済するために必要とされる支出、又は、過去の期間にIAS 第37号に従って引当金を認識していた支出を企業に補填するための支払に対する権利
- (j) IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる権利及び義務のうち、金融商品であるもの。ただし、IFRS 第15号が本基準に従って会計処理することを定めているものは除く。

第3章 認識及び認識の中止

3.1 当初認識

- 3.1.1 企業は、金融商品の契約条項の当事者になった場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産又は金融負債を財政状態計算書に認識しなければならない（B3.1.1項及びB3.1.2項参照）。金融資産を最初に認識する際には、金融資産を4.1.1項から4.1.5項に従って分類し、5.1.1項から5.1.3項に従って測定しなければならない。金融負債を最初に認識する際には、金融負債を4.2.1項及び4.2.2項に従って分類し、5.1.1項に従って測定しなければならない。

【参照：適用ガイダンス質問D.1.1】

金融資産の通常の方法による売買

- 3.1.2 金融資産の通常の方法による売買は、適宜、取引日会計又は決済日会計（B3.1.3項からB3.1.6項参照）により、認識及び認識の中止を行わなければならない。

【参照：適用ガイダンス質問D.2.1からD.2.3】

3.2 金融資産の認識の中止^{E6}

- 3.2.3 企業は、次のいずれかの場合には（かつ、その場合にのみ）、金融資産【参照：IAS 第32号第11項（金融資産の定義）及び3.2.2項の最終文】の認識の中止を行わなければならない。^{E7}

- (a) 当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合^{E8}
- (b) 3.2.4項及び3.2.5項に示すように金融資産を譲渡し、その譲渡が3.2.6項に従った認識の中止の要件を満たす場合

【参照：B3.2.1項】

金融負債の認識の中止（セクション3.3）

B3.3.1 金融負債（又はその一部分）は、債務者が次のいずれかに該当した場合に消滅する。

- (a) 債権者に対し、通常、現金、その他の金融資産、財又はサービスで支払うことにより、当該負債（又はその一部分）を弁済する。
- (b) 法的手続又は債権者のいずれかにより、当該負債（又はその一部分）の第一次的責任から法的に解放される（債務者が保証を行っても、この条件は依然として満たされる可能性がある）。

付録A 用語の定義

通常の方法による売買（regular way purchase or sale）

関係する市場における規則又は慣行により一般に設定されている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却

[参照：

**3.1.2項、B3.1.3項及びBA.4項
適用ガイダンス質問D.2]**

概念フレームワーク

資産の定義

C.F.4.3 資産とは、過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源である。

以 上